

2018年6月29日

総務大臣 野田聖子様

基礎教育保障学会  
会長 上杉 孝實  
(京都大学名誉教授)

## 2020年国勢調査における『教育欄』への要望書

貴職におかれましては、ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

私たちは、「現場をより豊かに元気にするための研究、国内外の研究をふまえた政策づくりにむけた取り組みを使命とします。」との『設立趣意書・目標』を踏まえ、2016年8月21日に、「本学会は基礎教育の保障に関わる実践と研究を目指す。基礎教育とは、人間が人間として尊厳をもって生きていくために必要な教育であり、人間の生活に最低限必要とされる基礎的な教育のことである。(会則第2条)」を目指して設立をし、活動を行っております。

さて、長年の関係者の取り組みや、超党派の国会議員のご尽力により、2017年2月に教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号))が施行されました。同法の第16条では「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」が定められています。

しかし、同法が制定されてから日が浅いということもあり、教育を十分に受けていない者の実態の把握について、まだ調査をすることが叶わない状況にあります。

このことに関連して、2010年の国勢調査では「未就学者数(学歴がない者)」は、12万8187と示されましたが、「小学校卒業者(中学校中退者含む)」はわかりません。

「義務教育未修了者・総数」を明らかにするためには、「小中学校同一ブロック」を変更し「小学校卒業者」と「中学校卒業者」に分離し、「未就学者数」に加え「小学校卒業者数」を明らかにすることが必要です。

2017年7月13日に実施された『平成32年国勢調査第1次試験調査』では、貴省はその【Q&A問5-13】において「在学か否かの別と在学学校・最終卒業学校の種類は、教育の実態を明らかにするための基本的なものです。」と説明

されております。

以上を踏まえると、教育機会確保法第 16 条の義務教育未修了者の実態把握について直近で最適な調査方法が、平成 32 年国勢調査であると考えられます。

つきましては、平成 32 年国勢調査実施の際の調査票『教育欄』において、下記のことを要望いたします。

#### 記

1. 『小学校・中学校』の項目を、『小学校』と『中学校』に分割してください。
2. 「『乳児・その他』の項目を、『乳児』と『その他』に分割する」「『その他』の項目を、『15歳以上の人』に変更する」等、貴省が心配される「誤記」を最小限にするための配慮をお願いします。

以上

連絡先

基礎教育保障学会 事務局長・関本保孝  
〒184-0013 東京都小金井市前原町 2-5-18  
携帯電話 090-1857-5667

E-mail : y.sekimoto@jcom.home.ne.jp